

平成30年度第3回 大東市子ども・子育て会議

日時：平成31年2月20日（水） 午後5時から

場所：大東市役所 南別館1階 会議室

出席者：13名

合田 誠委員（会長）、長谷 範子委員、永田 久史委員、野口 大仁委員、渡部 直美委員、
守屋 寿文委員、中村 朋子委員、河村 彰則委員、土砂 政徳委員、藤本 幸恵委員、
杉浦 美佐子委員、榎沢 弘樹委員、久保 友宏委員

事務局：福祉・子ども部 青木部長、奥野総括次長

子ども室 鳥山室長、栗田課長、向井課長、道岡上席主査、車戸

地域保健課 加角次長

教育政策室 田口課長

生涯学習課 田川総括次長

アシスト株式会社 仲川、西村

<次 第>

1. 開 会

2. 委嘱状の交付

3. 部長挨拶

4. 議 題

（1）第2期大東市子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査について

（2）幼児教育・保育の無償化について

（3）その他

5. 閉 会

1. 開会

事務局

定刻となりましたので、ただ今より、平成30年度第3回大東市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。会議に先立ちまして、本日、榎沢弘樹様に委嘱状の交付を行う予定でしたが、まだお見えでないので、先に会議を進めさせていただきます。

本日は、13名中12名の出席を頂いていますので、大東市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定により、本会議が成立していることをご報告させていただきます。

2. 委嘱状の交付

(交付対象者である榎沢弘樹委員が未着のため、議事終了後に行うことに変更)

3. 部長挨拶

事務局

続きまして、青木福祉・子ども部長よりごあいさつをさせていただきます。

青木部長

皆様、こんばんは。本日は寒い中子ども・子育て会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。皆さまには日頃より市政全般の推進に格別のご支援を頂いていまして、この場をおかり致しまして、厚く御礼を申し上げます。

本日は、前回の第2回子ども・子育て会議にてご確認を頂きましたニーズ調査につきまして、まず結果のご報告をさせていただきたいと思っています。就学前の児童1,800人と、就学児童1年から3年の900人の保護者の、合計2,700人を対象に調査を進めました。全体で約47.6%からご回答を頂いています。回収率については、ご心配を頂くこともありました。一定回収できたと考えていまして、子育て世代の市政に対する関心の高さの表れであると感じているところです。

今回のニーズ調査の結果を踏まえまして、子育て世代が安心して子どもを生み育てることができる、子育てしやすいまちの実現に向けて、皆様のご意見を頂戴しながら、今後、次期事業計画の策定を進めていく予定です。

この間、本市におきましては、2カ所目の病児保育施設であります野崎徳洲会病院病児保育室こっこハウスが12月に開設しました。インフルエンザの流行期に先立ちまして、病気のお子さんたちの受け入れ体制の拡充が実現し、今後も送迎保育とともに、市の多様な保育サービスの提供に寄与するものであることを大いに期待しているところです。

一方、国の動向としまして、本年10月に幼児教育・保育の無償化を実施する予定になっています。去る2月12日には、子ども・子育て支援法改正案が閣議決定をされました。本市におきましても、国の動向を注視しつつ、制度の転換によって高まることが予想される保育ニーズに対応できるよう、体制を整えていく予定です。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、施策の発展に向けまして、忌憚のないご意

見を賜りますようお願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしく申し上げます。

事務局

続きまして、本日の会議に使用します資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

(資料1) 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書(素案)

(資料2) 幼児教育・保育の無償化

(資料3) 委員名簿

(資料4) 座席表

資料1、資料2につきましては事前に郵送していますが、持ってきていただいていますでしょうか。

あと、「資料1 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書」の追加資料としまして、

- ・第6章子ども・子育て支援に関する自由意見
- ・目次の差し替え
- ・前回調査との比較

を本日に新たにお配りしていますが、3点ありますでしょうか。

また、「資料2 幼児教育・保育の無償化」につきましては、補足資料1、2、3と、事前にお渡ししています資料2の14ページ、15ページが差し替えになっていますので、一部ずつ机の上に置かせていただいています。何か足りない資料がありましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思いますが、進行については会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく申し上げます。

会長

皆様、改めてこんばんは。本日はお疲れのところ、多くの委員に参集いただきましてありがとうございます。先ほど青木部長からありましたように、今日の議題の中身は、先日のニーズ調査の報告と無償化についてということです。各委員の方々から活発な意見を頂けたらありがたいと思います。

それでは、議題に入りたいと思いますが、本日の会議に傍聴希望者が来られています。本会議は、「大東市審議会等の公開に関する規定」に基づき、原則公開としていますが、本日の審議を公開するに当たりまして、何か異議はありますでしょうか。

～異議なしの声あり～

では、異議なしということですので、本会については公開とし、「大東市子ども・子育て会議

傍聴規則」にのっとり、市民の方々に傍聴していただくこととさせていただきます。事務局は傍聴希望者の方々を指定席へご案内ください。

(傍聴者を指定席へ案内、大東市子ども・子育て会議傍聴規則及び会議資料一式を手渡す)

それでは、傍聴者の方々にお願い事があるのですが、
「大東市子ども・子育て会議傍聴規則」の規定を順守して傍聴に臨んでいただきますようお願いいたします。

ここで、私のほうから一つ提案させていただきたいのですが、これまで、今も申しましたように、会議の開会に当たって委員の皆様方に公開の可否を諮ってきまして、
「大東市審議会等の公開に関する規定」に基づき、今後の会議につきましては原則公開とし、非公開の内容を含む場合に限りまして、皆様に公開の可否を諮りたいと思いますが、意義はありますでしょうか。そういったことで進めさせていただいてよろしいですか。

～異議なしの声あり～

ありがとうございます。では、異議なしということで、今後の会議は原則公開とさせていただきます。事務局はよろしいでしょうか。

事務局

ただ今お諮りいただきました件につきましては、皆様の同意が得られましたので、次回の子ども・子育て会議からは、開会に合わせ傍聴者の入室を行うものとさせていただきます。

4 議題

(1) 第2期大東市子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査について
会長

ありがとうございます。それでは、議題1から入っていききたいと思います。

まず、議題1 大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果の報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、説明を始めます。よろしく申し上げます。

まず、本日追加でお配りしました資料の内容について、簡単に説明いたします。まず、右上に「追加資料」と記しております「第6章 子ども・子育て支援に関する自由意見」がございます。こちらの記載内容については、今回の調査内容と関係ないものが載っております、あくまでも自由意見の内容をこのような形で取りまとめていくということをイメージいただくための追加資料でございます。本調査での記載内容についても入力完了次第、このようなとりまとめを行っていく予定としています。

次に、「目次の差し替え」といったものを準備しています。なお、本来の目次には、項目に続け

て記載している設問番号は記載されません。事前にお配りしていた資料に記載している項目が一部となっているため、その記載内容の設問番号をグレーで網掛けし、グレーがかかっていない設問番号については、それぞれの項目に記載されることを示したものとなります。今後、報告書の取りまとめを進めるにあたって、この目次に記載している全ての設問について整理を進め、今回お配りした「素案」から「案」としたものを提示し、その後最終取りまとめを進める予定としております。

そしてもう1点、「前回調査との比較について」は、事前にお配りしている資料に関連する箇所と合わせて、後ほど該当箇所にて説明いたしますので、両資料を合わせてご覧いただければと思います。

それでは、事前にお配りしておりました資料1に基づいて説明をさせていただきます。目次、中扉がありますので、第1章は5ページが最初となります。「1 調査の目的」、「2 調査の設計」とありますが、調査の設計については、先ほどにもありましたように、配布件数について整理しております。なお、就学児童に関しては補足があり、就学児童については低学年のみを対象としております。こちらについては、最終的には追記いたします。

続いて6ページには、「3. 調査票の配布と回収状況」について整理しております。今回の調査では、1月21日を調査票上に記載する回収期限とし、その後1月28日を期限とした督促状を発送しました。ただし、1月29日以降も就学前で約100件、就学児童で約50件の返送があり、そのデータ入力を待って資料作成を進めるとするならば、本日の会議までに間に合わなくなるので、1月29日時点回収分の件数にて暫定的に集計を行い、速報値として報告したところでございます。

「4 報告書の見方について」の「(1) 年齢・学年の定義」については、調査票にはお子さんが誕生した年と月を記載いただくことになっており、既に誕生日を迎えている人とそうでない人では、学年によって年齢も異なるので、記載のくくりの通り整理し集計しております。ここで一つ注意していただきたいことは、「0歳児」については、今年の3月末までには1歳になるお子さんと、昨年4月以降に産まれたお子さんとくくりとなっており、範囲としては、他の年齢に比べて1.5倍(1年6か月)となっています。

続いて、7ページには、「(3) グラフの見方について」として、就学前児童、就学児童の設問には一部共通の内容がありますので、就学児童の設問番号には [] を付けて区別しております。

そして7ページの下からは調査結果の報告となり、まず属性等について整理しております。「(1) 就学前児童の属性」で年齢については、先ほども0歳児のことを説明したとおり、他の年齢に比べて多めとなっています。5歳児が少なめになっているところについては、調査の時期として卒園が間近なところもあったためか、あまり関心が無かったのかもしれませんが。なお、ニーズ量の見込を算出するにあたっては、実際の統計値に基づき将来人口推計を進め、それをベースとして推計を行います。今後クロス集計を行うにあたっては、本調査での回答比率と実際の統計値との差を考慮した上で行います。

続いて、8ページは「(2) 就学前児童の属性」で、学年について4年生、5年生、6年生の回答が一部含まれていますが、調査対象としては低学年のみを抽出となっていますので、家族の中に高学年のお兄さんやお姉さんがいられた場合に、保護者の方が誤って記入した可能性が考えられます。これらについては、最終的にどのような表記とするか検討を行います。

「(3) 居住地域の状況」については、おおむね実際の地域別の配布比率と同じような比率となっています。

9ページ「6 調査結果からみた課題・分析」については、最終回収分を全て入力・集計した後で、10程度の数の課題を抽出して、取りまとめる予定としております。

続いて、第2章に入ります。13ページからとなります。まず、「(1) 同居・近居の状況」ということで、父子家庭、母子家庭がどのくらいの比率となっているかを整理しています。

続いて14ページをご覧ください。14ページと15ページについては、「(2) 子育てに関する相談者の状況」として、就学前児童、就学児童それぞれについて記載しております。主に身近な方が多くなっていますが、就学前児童であれば「幼稚園の先生」「保育所(園)の先生」、就学児童であれば「小学生の先生」も一定の比率占められています。

続いて16ページをご覧ください。ここからは「2 保育者の就労状況」となります。こちらについては、本日追加でお配りしました「前回調査との比較」の一番上「1 保育者の就労状況」も合わせてご覧ください。父親については、「不明・無回答」を除くとほとんどが「フルタイムでの勤務」となるのですが、母親については回答が分かれています。前回調査との結果を比較しますと、就学前児童の母親については、「フルタイムで勤務 育児休暇中」と「フルタイム以外で勤務」が増加しています。また、就学児童の母親についても「フルタイム以外で勤務」が増加している点が、今回の調査結果の特徴となっています。父親については、説明を割愛いたします。

続いて17ページ「3 子育てに関する意識について」は、子育てについて感じることを聞いたところでありまして、就学児童の方が就学前に比べて「しんどい」と回答した方が多くなっているという結果となっています。

続いて18ページをご覧ください。「子育てをするために必要な支援・対策」としまして、就学前児童、就学児童いずれも「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が多くなっています。

続いて第3章に入ります。19ページをご覧ください。こちら「平日の定期的な教育・保育事業」についても「前回調査との比較」を合わせてご覧いただければと思います。

今回の調査では、認可保育所と認定こども園の利用が拮抗している結果となっていますが、や

はり第1期計画における認定こども園の新設もしくは既存の保育所等から移行といったところが表れている結果となっています。一方幼稚園については、前回の35.9%から22.1%に減少しているところです。なお、「認可保育所」と「認定こども園」の利用を合わせた結果で比較しても前回47.2%から今回62.2%に増加している結果となっています。

続いて20ページをご覧ください。「今後利用したい教育・保育事業」についても、前回調査との比較を行っています。を合わせてご覧いただければと思います。なお、今回の調査については、無償化の動向を見極めていくというところで「利用料がかかっても、利用したい」と「無償であれば、利用したい」を分けて設定し、利用意向をうかがっているところですが、前回調査との比較については、「利用料がかかっても、利用したい」のみの比率で行っています。

利用実態としては、「幼稚園」は低くなっているものの、こちらの利用意向としては高くなっている点が特徴となっています。また、前回との比較で大きく変わっている点としては、「地域子育て支援拠点など子育ての仲間が集まる場」が今回大きく減少していますが、このような事業の利用が無償であるといったことを前提とすれば、「利用料がかかっても利用したい」の回答が少なくなってしまったということで、「無償であれば、利用したい」を合わせると41.2%となり、前回は上回る比率となります。

時間も限られておりますので、少し駆け足で進めていきます。21ページからの「3 病児・病後児保育事業の潜在ニーズ」、24ページからの「4 不定期の一時保育の利用について」については、説明を割愛いたします。

続いて、26ページ「(3) 地域支援サービスについて」について、就学前児童、就学児童それぞれについてまとめております。就学前児童では上から3番目「ネウボランドだいとう」については、利用したことがあるが3.3%にとどまっていますが、今後利用したいといったところでは、31.4%となっています。

また、下から4番目、新規事業である「送迎保育ステーション事業」についても、利用したことがあるが3.2%となっていますが、今後利用したいは14.5%まで伸びているところでございます。

27ページは就学児童に関する支援・サービスとなります。「ネウボランドだいとう」について利用したことがある1.4%、今後利用したいが14.0%と就学前児童に比べて低くなっています。

続いて28ページをご覧ください。こちらは就学児童のみの設問となります。「ふだんの過ごし方について」平日の時間帯別、休日別に整理したものでございます。平日の16時までの時間は「学校にいる」が多くなっており、16時～18時の利用が分かれるところとなっています。「放課後児童クラブで過ごす」が25.5%と最も高くなっていますが、「家や公園などで友だちと過ごす」「学習塾や習い事へ行く」も高くなっています。平日18時以降と休日は「保護者や兄弟姉妹などの家族と過ごす」が多くを占めていますが、平日18時～20時は「学習塾や習い事へ行く」も多くなっ

ています。

続いて、第4章「育児休業制度の利用状況等」に入ります。31ページをご覧ください。こちらについても「前回調査との比較」を整理しております。3ページ目の「4. 育児休業制度の利用状況」も合わせてご覧ください。先ほど、就労状況のところで説明したとおり、就学前の母親では「フルタイムで勤務、育児休暇中である」の回答が増加していたわけですが、この設問での「育児休業を取った、あるいは今取っている」の回答が多くなっており、関連しているところがございます。なお、育児休業取得率の求め方としては、「働いていなかった」人を除く就労者のみに占める「育児休業を取得した」の回答の比率となり、追加資料の方でその計算式を整理していますが、育児休業の取得率では、前回の52.8%から65.5%と前回に比べて12.7%増加している結果となっています。

続いて第5章、35ページをご覧ください。こちらは市役所などへの要望等として、「(1) 子育て支援サービスについて」で複数回答による調査を整理しております。回答が多かった内容としては「市内に小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が就学前児童、就学児童ともに最も多く、次いで「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」が多くなっています。就学前児童と就学児童で分かれる内容としては、就学前児童が「子育てのバリアフリー化」といったところが多く、就学児童は「子どもの安全を確保する対策を充実する」が多くなっています。

時間も限られておりますので、駆け足となりましたが、まず、今回は報告書の素案として、一部の設問となりますが、また最終的に回収率はそれぞれ5%程度上がることとなり、それらが含まれる前の件数での集計結果を取りまとめたものとなりますが、説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。ただ今、事務局のほうから、この集計に関しての素案の報告がありましたが、何かご質問等ありませんか。ありましたら、挙手の上発言をよろしくお願いします。

H委員

表の見方で教えていただきたいのですけれども、13ページの第2章です。「子育ての環境について」ということで、設問の内容によると思うのですけれども、ここでは同居と近居の状況についてということですが、例えば、父親、母親と一緒に住んでいる家庭で、さらに大家族というか、祖父の人と一緒に住んでいる、そして祖母も一緒に住んでいるという家族としての構成の数を見る場合は、この「父と母と一緒に住んでいる」ところに、下にあります祖父・祖母と一緒に住んでいるという数値を上乗せするという考え方でしょうか。そこを教えていただけないですか。

事務局

こちらの設問は複数回答になっています。まれに、祖父と祖母だけでしか住んでいないお子さんがいるかもしれないのですけれども、複数回答で聞いていますので、「父と母と一緒に住んでい

る」に答えた方と「祖父と一緒に住んでいる」「祖母と一緒に住んでいる」の答えの組み合わせは集計できますので、父と母と一緒に住んでいる人の中で祖父・祖母と一緒に住んでいる人が何件あるかの集計は可能です。単純にこの回答結果の比率を足してその数字が出てくるということではありませんので、別途集計は必要になるかというところです。

H委員

そうすると、総数というかそういう家族構成を見ようとした時には、別途集計をしないと数値としては表れない。

事務局

はい。そういった集計はそんなに難しいところではありません。

H委員

分かりました。ありがとうございました。

会長

ありがとうございます。他に何かご質問等ありましたら、よろしくお願いします。

B委員

35ページの第5章の「生活環境と市への要望」の、就学前児童では「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差の解消などの『子育てのバリアフリー化』に取り組む」ということで、「オムツ替えや授乳」と「歩道の段差解消」という両面が合わせて入っているので、この中でどこまでが含まれているのか分からないのですが、でも、「オムツ替えや授乳のためのスペース」については、行政のほうで赤ちゃんの駅事業を実際にやられている中で、この数値がどうなのかということなのですが、これが、ニーズがある所に赤ちゃんの駅が設置できていないのか、それとも周知がいていないのか、それとも赤ちゃんの駅が増えていないのか、その辺りはこの数値でどのように捉えているのか、もし、お分かりになっている部分がありましたら、教えていただけたらと思います。

会長

今のご質問に対して、よろしくお願いします。

事務局

前回の調査の数値と比べまして、ここの項目についてはそれほど大きく数字が変わっていないところでありまして、5年ほど経過している中で、お母さんのニーズについてそれほど変わっていないのかといいますと、一方で保育所の増設ニーズについては、前回より20ポイントほど低下しているところなどもありますので、一定、ニーズが充足されている部分については、やはり要望としては下がってくる場所が見て取れるかと思っています。

そういうところですので、赤ちゃんの駅という事業をとしまして、現在三十数カ所で設置しているにもかかわらずこういう数値が上がっているところにつきましては、一つにはお母さん方のニーズに合わせた設置が進んでいないのかなというところと、もう一つは、赤ちゃんの駅があるという情報を十分周知できていないのかなというところがありますので、その辺りについては、この数字を踏まえて、またこれから取り組みをしていかなければいけなと考えているところです。

B委員

ありがとうございます。

会長

ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

単純集計ということで、今後もリストアップされてくる分が多々あるかと思うのですが、基本的には今のような素朴な疑問、質問でもいいかと思えます。何かありますでしょうか。

C委員

同じく第5章にあります「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」というところのポイントが高いのですが、公園は点々と市内にはあると思うのですが、やはりこういった要望が高くなるということは、公園はあっても、その中身がニーズに合っていないのかなという感じがしますので、その辺りは市としては、例えば遊具など、環境に何かしら子育て世帯に合わせたような形に変えていくといったようなことは考えておられないですか。

事務局

まちづくりを所管している所が本日は出席していませんので、前回5年前の調査でも、やはり同じように公園について遊具等をもっと設置してほしいという要望が上がってきたと記憶して、パーセンテージについてもおおむねこれぐらいの方が要望を上げられていたと思っています。

今の大東市としては、子育てに向けてのまちづくりに全市を挙げて取り組むという方向性で進めていますので、当然、公園等の住環境インフラの整備についても、一定その改善を進めていく必要性はあるのだろうと考えています。5年経過して数値が変わっていないところがありますので、この辺りはこの数字を受け止めて検討していく必要があると考えています。

会長

いかがでしょうか。よろしいですか。他にどうでしょうか。

B委員

表の見方で教えていただきたいのですが、28ページの「普段の過ごし方と地域について」のところですが、これは対象児童としては、最初に書いてあります就学前児童と、小学1年生から小学6年生までの就学児童についての問いと捉えてよろしいのでしょうか。

事務局

申し訳ありません。冒頭 1 ページ目の調査の設計の説明でも申し上げましたが、就学児童に關しましては、調査対象が 1 年生から 3 年生までと明記できていませんでした。年齢としては 1 年生から 3 年生までとなりまして、年齢の属性で 4 年生、5 年生、6 年生が集計されているのは、回答者の方の単純な誤記と思われます。低学年のみの調査結果となります。

B 委員

ありがとうございます。逆にびっくりしました。18 時以降、1 割が公園などで友だちと過ごしているのです、それが 6 年生であれば、まだ理解できるかと思っただけですけれども。逆に 3 年生までとなったものですから。分かりました。

会長

他にいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

J 委員

私も要望のほうですけれども、35 ページですが、「市内に小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制」について、私も 6 カ月健診で訪問しているのですが、その時にお母さんのほうから小児科のことについて聞かれることがあります。市の広報と一緒に入っている冊子には、病院の一覧表と特定健診の項目などが書かれていますが、子どもに熱が出た時は、親がどうすればよいか、一目瞭然で見たいですね。小児だけの医療を案内する表などの冊子がないのです。

医師会に入っている所と入っていない所があるからということも聞いたこともありますが、そういうことではなくて、大東市の近隣の市も入れた小児科のある病院で、大体午前に行っている所、午後に行っている所、夜間に行っている所、休日の所、そういった表、その体制が分かるものというか、そのようなことを、先にさせていただけたらいいかなと思います。

会長

今の J 委員からの要望に対して事務局からよろしくお願いします。

事務局

委員がおっしゃられました健康カレンダーは地域保健課のほうで出していまして、子どもさんに関してだけでいえば、最後のページに夜間と休日の受診がどこでできるということで載せさせていただいています。ただ、おっしゃられていたように、市内の医療機関もしくは周辺の市も含めて小児科がどこにあって、午前に行っているか、午後に行っているかまで広げた情報は、載っていませんので、そちらについてはどういった形とするか、また、せっかくネウボランドだいたいとも設置されましたので、情報提供の仕方については参考にさせていただきまして、また皆様にご利用いただきやすいような情報提供を進めてまいりたいと思います。

会長

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。お願いします。

G委員

先ほどの意見とかぶるところもありますが、35ページの公園の整備のことについて、もう少し詳しく知りたいのですが、「安心して集まれる公園」となっていますので、公園があるけれども、安心して行けないから、安心できる公園を作ってほしいのか、公園そのものが足りていないのか、そのような内容は調査されていないかを確認したいのですけれども。

会長

今のG委員の質問に対して、事務局よろしくお願いします。

事務局

公園の数については、市のホームページ等をご覧になっていただければ、市内に一定数整備はされていることが載っています。おそらくお母さん方が回答されていらっしゃるのは、近隣に公園はあるのだけれども、遊具の設置が不十分であったり、お子さんを安心して遊ばせるには不十分な広さであったりと感じておられるのか。おそらく数の問題ではなくそちらのほうだと考えています。

G委員

数を増やすだけではなく、内容と安全性という意味では、例えば怪しい人が結構いるというのであれば、高学年の子たちがボール遊びなどをしているので近寄らせると危ないなどいろいろなケースがあると思うのですけれども、それによって全然違う対策が必要になるのではないかと思います。数の面では足りているということであれば、そういう面も確認をしていかないと、こういうニーズは減っていかないのではないかという気がしたのですけれども。

会長

今のG委員のサジェスション、公園の整備に関する中身ですね。安全性があるかどうか等を把握していくには、やはりそのような中身の確認が必要ではないかということのを頭の中に入れていただいて、確認できるものであればよろしくお願いします。

J委員

私もボランティアで公園の樹木に、木の札を付けるといったことは市内の42か所の公園で行ってきましたが、小さい公園も入れると50近くの数があります。公園によれば、砂場に柵をして、犬が入らないように対策もされています。

あと、小さい子ども向けの遊具があるスペース、そして大きい子用と分けるなど。そういうことも大事かと思うのですけれども、それが大きな公園から小さい公園までと全てというのは無理

かと思いますが、やはり砂場の部分では、犬などが原因で砂のアレルギーになるといったことも多いので、対策は必要かと思います。

また、危なそうな遊具、滑り台やブランコなどは撤去されています。危ないなどのクレームが入ればすぐ撤去になるのですけれども、それもどうかと思っています。

会長

今のは、感想ということでしょうか。

J委員

大きい子用、小さい子用と遊具も違いますし、分けてもらえればと思います。

会長

なるほど。そうでしたら、今のJ委員の要望という形を含んでよろしくをお願いします。

他はいかがでしょうか。

B委員

2点おうかがいします。まず、公園のお話を聞いていてなのですけれども、G委員がおっしゃられたように、安心という部分の要因がどこにあるのかというところが、自由回答でつかめられたらありがたいところです。以後、もしこの先に何かアンケートで答えられるようなものがありましたら、そこを次回には生かしていただけたらありがたいと思います。

あと、もう今は児童公園という考え方ではなくて、まちの公園という考え方の中で、児童に特化していない公園になっているのかと思いますので、そういった意味で、先ほどJ委員がおっしゃったように、年齢別の考え方が必要なのかなど、そういうところも、子ども・子育て会議で話ではなく、まちづくりに関する内容に入るかもしれないのですが、やはり子どもが遊ぶ場所ということで、将来的に捉えられる機会がありましたら、今後の調査ではそのような設問を用意していただけたらありがたいと思います。

2点目が、第6章はサンプルということですよ。

事務局

はい

B委員

これはサンプルで、記載内容は関係ないですよ。

事務局

そうです。今回の調査結果を踏まえ、自由意見の内容については、同じ形で整理させていただきます。

B委員

分かりました。

会長

よろしいでしょうか。1点目の公園のあり方についての設問については、今後、また機会があればということでありましたので、改めて検討いただいて、有効に活用していただくことでよろしくをお願いします。

H委員

時間の都合で省略された説明の箇所があると思うのですが、その中で特に、病児・病後児保育の潜在ニーズについて、やはり現実的に数値の問題はあると思いますが、母親が仕事を休んで見たという数値は非常に比重が大きいと思います。

最初の青木部長のごあいさつにもありました、病児保育を増やしていただいたという現状もあると思うのですが、前回に比べて、母親がフルタイムで働いている数が上がってきている状況の中での現実、やはり大変な子育て環境、現実にもそういうものを乗り越えて日々暮らしておられる部分があるかと思います。

今後、この子ども・子育て会議の中で次期計画の中にどういった形で盛り込んでいけるのか、まだまだこれから論議されるころだろうと思うのですが、今回見えてきたものがある中で、今後の方針としてここで見えてきたものを次に生かす、次の計画にこういう形で載せていきますというビジョン、方向性はどのように考えておられるのか、大まかで結構ですけれども、お聞かせ願えたらと思います。

事務局

実際、次期計画に向けてどう進めていくかは、これからご協議いただきながら検討していきます。現状、2カ所あったものが1カ所になった。ましてや医療機関併設型という便利な部分がなくなったということで、かなり不便な思いをしていただいたかと思います。また、今回、1カ所の医療機関型ができましたので、まだその辺の状況がつかめていない部分もあります。

やはり、社会の状況に合わせて、そのニーズは大きく変わってくるということは、このアンケート調査や実際の利用状況、現場でのお声も含めて検証し、次期計画に向けては、それがまだまだ不十分であるというところで、どのように進める必要があるのか、それともしばらくは現状のままでも続けていくかということ、次の計画の策定に向けてしっかり分析をしていきたいと考えています。

H委員

ありがとうございます。そういう方向へ進むと思うのですけれども、病児・病後児保育の潜在ニーズという項目で申し上げましたけれども、実際はそのような表れとして、子育ての不安感の中から、生活環境等の支援の要望という、35ページに表れているこの要望の中に、先ほどの公園の問題や、小児医療の救急医療など、そういった現状での不安感を払拭できるような政策を盛り

込んでいただきたいという要望の表れかなと思っていますので、その辺もよく分析して進めていただけたらと思っています。よろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。H委員の意見についても、今後の取り組みへの一つの要望として、事務局も検討をよろしくお願いします。他はいかがでしょうか。

D委員

就学児童の方で、「子どもの安全を確保する対策を充実する」と書いてあるのですが、中身については、なかなか詳しいことを把握できないと思うのですが、例えば、施設面のことなのか、学校に就学している状況の時のことなのか。それとも放課後の時なのか、個々でさらに詳しくニーズが表れてきてもいいかと思います。学校とか、機関も様々にあるのかと思いますので。

事務局

就学前に比べると就学児が46%と数字が大きく伸びてきます。今回の調査で一つ想定していたことは、いわゆる子どもの見守りや、地域のいろいろな防犯活動など、そういった取り組みに対しても、お母さんがどれぐらい期待していらっしゃるかというところを、ここには載せているところでは。

この就学年齢のお子さんが就学前に比べて高くなっていく要因ですが、この辺はもう少し分析としては進めていかないといけないもしれないのですが、想像としては、一つに就学前については、例えば保育所のように、お母さんがお迎えに来られるまでずっと預かってもらえるような設備がありますが、それが小学校に上がられると、授業の後放課後児童クラブに入られて、お母さんが仕事から戻られるまでの間受け入れができない、そういった環境にいらっしゃるケースも出てくる可能性が上がってくるのかと考えています。おそらくそれが数字として上ってくるのかと考えています。

私ごとでいいますと、うちの子が来年3年生に上がるのですが、だんだん年齢が上がってくると、放課後児童クラブでは友だちが減ってきて行きたくないという意見も出てくるようになりました。親が帰ってくるまでの間、どこにいて、何をして過ごすかということで、だんだん悩むような年頃になってきました。

その点を考えますと、おそらくその辺を背景にして、このパーセンテージが上がってくるのではないかと思っています。

D委員

そうですね。おそらくそういう子どもたちだけで過ごす時間の部分が大きいのは、就学前のお子さんの保護者の方との違いかなと思うのですが、どの部分が一番大きいのかということも、また調べていただけたらと思います。

事務局

自由意見の内容から整理していきますので、確認いただければと思います。

B 委員

今回のアンケートの項目、基本的には国が示されているひな型の部分を使っていると思うのですが、最後の 35 ページの数値の高いものについては、大東市独自として、先ほど言いましたように、もう少し具体的なものが分かるような設問が、次のアンケート調査などで設けていただけるとありがたいと思います。

設問が増えると回答率が下がってしまうこともあろうかと思うのですが、実際に今、大東市で前回の結果として表れている数値を具体化したいということで、ある程度の目的なりを書いていただけたら、回答も頂けるのかと思いますし、実際の部分も出てくると思います。

また、文章に、自由意見の中に具体的に書いておいていただけたらありがたいのですが、なかなかそこもいかないのかと思いますので、数値の高い部分を少し掘り下げができるようなアンケートを、大東市独自として考えていただければと思います。よろしくお願いします。

会長

ありがとうございます。今回策定する次期計画ではなく、さらに次の計画ということなるかと思うのですが、設問設定の時に、また大東市独自の問い掛けを入れていただけたらと、よろしくお願いします。よろしいですか。

C 委員

ネウボランドだいたいの認知度が低いことは、やはり利用者が少ないのこともあるので、この中に、大東市がせっかく始められた事業なので、もう少し工夫なり、先ほどに意見があった小児科等の件も含めながら、より活性化するような方向で考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

会長

ありがとうございます。これも同じように要望ということで、もっと利用者の関心が向くようにということなので、周知をよろしくお願いします。他はいかがでしょう。

E 委員

私どもの地域には公園がなく、実際に整備に向けた動きも全くないのですが、それなら学校でどうにかするといったことになっても、地域の自治会などが学校を使うことは結構難しい感があります。また、全体を見た時に、公園だけでなく道路なども含め都市計画という観点もかけているかと思います。だから、公園を作るという場所もないのです。そのような地域もあることだけ意識していただきたい。

会長

地域、地域で違いがあるということも理解していただきたいというお話だと思うのですが、よろしくお願いします。よろしいですか。

他に何かありますでしょうか。特に無ければ、次の議題に移らせていただきます。

(2) 幼児教育無償化について

会長

幼児教育・保育の無償化について、事務局から説明をよろしくをお願いします。

事務局

それでは、今年 10 月に実施予定の幼児教育・保育の無償化について説明させていただきます。失礼して着座にて説明させていただきます。

まず、資料 2 の 2 ページをご覧ください。

幼児教育・保育の無償化とは、女性の就労支援と少子化対策の取り組みとして、これまで段階的に進めてきた取り組みを加速させ、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、子ども・子育て支援法の改正を行うことで、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設するものです。

このような無償化を行う背景には、子育て世代の経済的な負担を軽減し、少子化対策につなげる狙いがあります。

出生数・出生率の推移につきましては、3 ページのグラフをご覧ください。

第 1 次ベビーブームと呼ばれる昭和 24 年には、年間約 270 万人の子どもが生まれておりましたが、平成 28 年には約 97 万人と、約 3 分の 1 まで出生数が落ち込んでおります。

この少子化の進行を背景に、平成の 30 年間に於いて、出生率向上に向けたワークライフバランスなどの様々な取り組みや計画が繰り返され、合計特殊出生率につきましては、平成 17 年の 1.26 を底に、徐々に改善が進んでいるところです。

女性の就業率を年齢階級別にみると、結婚・出産時期にあたる 20 代後半から 30 代にかけて就業率が著しく減少するいわゆる「M 字カーブ」を描いています。この M 字カーブの底は年々上昇傾向にあり、この変化については、未婚・晩婚化、出産年齢の変化、結婚・出産に伴う退職の動向の変化、雇用形態の変化等様々な要因が考えられます。この社会的要因により、保育所等の利用状況についても大きな変化が表れております。次のページの女性就業率と保育園等の利用率の推移のグラフですが、保育園、特に 1、2 歳児の利用率の上昇とともに、女性の就業率も上昇することが見て取れます。このことから、女性が働きやすい環境の整備において、子どもの預け先の確保が重要な要素の 1 つであることが分かります。

この保育利用枠拡大の取り組みとして、国は平成 29 年度に「子育て安心プラン」を策定しました。その内容は、平成 32 年度末までに待機児童をゼロとし、平成 34 年度末までに、M 字カーブ

を解消するため、女性の就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿の確保を目指すものです。大東市でも現在、このプランにのる形で、施設の整備や拡充を行っているところです。

今般の無償化は、この保育利用枠の拡大と並行する形で進められ、段階的な取り組みとして、2019年10月の完全実施を目指すものです。6ページをご覧ください。

国においては、平成26年度から毎年度、生活保護世帯の保育料の無償化、市民税非課税世帯の幼稚園の保育料の引き下げなど、段階的無償化を実施してきました。

平成29年12月には、「子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する」などと記された、新しい経済政策パッケージが閣議決定されました。

平成30年5月には、幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書がとりまとめられ、6月には、認可外保育施設の無償化の対象者や上限額等が記された、経済財政運営と改革の基本方針2018が閣議決定されました。11月以降、国と地方の協議の場が複数回設けられており、今年10月1日には無償化が本格実施される予定となっております。

次に7ページをご覧ください。

就学前の0歳から5歳の子どもが利用する施設やサービスについてまとめています。各施設の説明につきましては、本日お渡ししました補足資料1、2をご覧ください。

今回実施されます無償化は、条件や上限額が設けられているものの、このすべての施設・サービスが対象となっております。

続きまして、無償化の概要の説明を致します。平成30年12月28日に幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要が関係閣僚合意されました。その内容を抜粋して、説明させていただきます。

無償化の対象者および対象範囲は、新しい経済政策パッケージ及び経済財政運営と改革の基本方針2018におきまして、3歳から5歳までのすべての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。幼稚園、保育所、認定こども園以外についても認可保育所に入ることができない待機児童がいることから、保育の必要性のある子どもについては、認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象とする、とされております。

それでは、資料の8ページから施設ごとに説明いたします。

なお、資料に出てきます、1号、2号、3号認定の言葉の説明につきましては、補足資料3をご覧ください。

まず、「①幼稚園・認定こども園等に通う1号認定こども」の無償化です。ここでいう幼稚園は新制度に移行した後の幼稚園ということになります。対象は3～5歳児の1号認定子どもで、

満3歳に到達した日から無償化の対象となります。無償化の対象外となる経費については、通園送迎費、食材料費、行事日、保育用品費などの実費、保育の必要性のない場合の預かり保育利用料、また病児保育、ファミリー・サポート・センターの利用料等です。無償化対象外の経費のうち、生活保護世帯等で従来から利用料が軽減されているものは継続する予定です。

続きまして資料の10ページをご覧ください。「②保育所・認定こども園等に通う2号認定こども」の無償化です。対象は3～5歳児の子どもで、満3歳に到達した次の4月1日からの無償化の対象となります。住民税非課税世帯に属する0～2歳児の子どもも対象となります。無償化の対象外となる経費については、延長保育料、送迎保育ステーション利用料、食材料費、行事費、保育用品費などの実費、また病児保育、ファミリー・サポート・センターの利用料等です。

続いて11ページ「③保育の必要性が認定された場合の預かり保育等の無償化」です。対象は、保育の必要性が認定された3～5歳児の1号認定子ども、住民税非課税世帯に属する満3歳児です。保育の必要性の認定については、2号認定または2号認定の基準と同等の認定を無償化給付のために法制化することを検討しています。対象施設・サービスについては、在籍する幼稚園等が実施する預かり保育です。幼稚園が預かり保育を実施していない場合は、認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育、一時預かり事業、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。夏休み等、長期休業期間中に在籍する幼稚園が預かり保育を実施していない場合、認可外保育施設等を利用する場合は、その利用料が無償化の対象となります。原則として、認可外保育施設の設置を自治体に届け出ており、国が定める設置運営基準を満たす施設に限ります。複数サービスの併用も上限額範囲で無償化の対象となり、サービスの優先順位はありません。

続いて12ページ、預かり保育の無償化の上限額等について説明します。預かり保育の無償化の対象経費としては、実際の利用料に応じて、月額11,300円、満3歳の年度末までは16,300円と「日額単価×利用日数」を比較して、低い方の金額が給付されます。認可外保育施設の無償化の対象経費は、預かり保育の上限額と同じ、月額11,300円、または16,300円、預かり保育と認可外保育施設等を併用した場合は、月額11,300円、または16,300円から預かり保育に係る給付額を差し引いた額が対象となります。

下のグラフが、預かり保育の無償化のイメージです。上限額を超えた部分が実費となります。

続いて13ページ「④子ども・子育て支援新制度対象外の幼稚園の無償化」です。対象は、3～5歳児の全ての子どもで、満3歳に到達した日から無償化の対象となります。無償化の対象外となる経費は、プレ保育、食材料費、行事費、保育用品費などの実費、保育の必要性がない場合の預かり保育の利用料、また病児保育、ファミリー・サポート・センターの利用料等です。

続いて、本日差し替えました資料の14ページをご覧ください。幼稚園の無償化の上限額は、月額25,700円です。無償化対象外の経費のうち、生活保護世帯で従来から利用料が軽減されている

ものは、継続する予定です。

続いて15ページ「⑤認可外保育施設等の無償化」です。対象者は、保育の必要性が認定された3～5歳児の子どもで、満3歳に到達した次の4月1日から無償化の対象となります。また、住民税非課税世帯に属する0～2歳児の子どもも対象となります。保育の必要性の認定方法は未定となっていますが、認可保育所等への申込みは必須ではありません。すでに2・3号認定を受けている場合は、別途保育の必要性の認定は不要です。対象施設・サービスは、先ほどと繰り返しとなるので、以下の通りとなっています。原則として、認可外保育施設の設置を自治体に届出しており、国が定める設備運営基準を満たす施設に限ります。ファミリー・サポート・センター事業のうち、利用した業務内容によっては、無償化の対象外となります。複数サービスの併用も上限額の範囲で無償化の対象となり、サービスの優先順位はありません。

続いて16ページ「無償化対象外の経費」については、食材料費、行事費、保育用品費の実費となります。無償化の上限額については、認可保育所の保育料の全国平均額、3～5歳児は月額37,000円、0～2歳児は月額42,000円です。給付金の支給方法は現在未定となっています。

続いて17ページ「⑥障害児の発達支援に係る無償化」です。対象者は、3～5歳児の全ての子どもで、対象施設・サービスは、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の利用料です。無償化の方法としては、現物支給となりますので、保護者の利用料の支払いが無くなります。保育所や幼稚園、認可外保育施設等を併用した場合、障害児の発達支援に係る無償化と、保育所等の無償化はそれぞれ別のものと考えます。

続いて18ページ「⑦食材料費（副食費）の取扱いに関する方向性」です。食材料費の取扱いについては、従来から保育料の一部または実費として保護者が負担をしており、無償化実施後も保護者負担を原則とします。主食費3,000円、副食費4,500円が目安とされており、大東市の取扱いは現在検討中です。1号認定、2号認定子どもは、主食費・副食費ともに施設による実費徴収を基本とします。生活保護世帯やひとり親世帯については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続します。さらに、年収360万円未満相当の世帯等、副食費の免除対象の拡充措置も検討されています。3号認定子どもについては、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取り扱いを継続します。

次に、「⑧大東市における無償化までのスケジュール」について説明します。

10月の無償化開始まであと7か月ほどとなっておりますが、実施に向けた予算化、システム改修、条例等の改正、そして関係する利用者や事業者への周知など、非常に多岐に渡ることを考えております。

予算にかかることや、条例、規則の制定につきましては、議会の議決が必要ですので、6月定例会月議会での議案上程に向けて、準備を進めていきます。

また、利用者の皆様への周知につきましては、ホームページやフェイスブック、広報誌へ掲載をする他、チラシの配布も検討しております。

子ども・子育て会議で随時状況をお伝えしていくとともに、事業者に対しては制度および大東市の方針についての説明会の開催を検討しています。

その他、認可外保育施設の基準条例や、新制度未移行の幼稚園や認可外保育施設の支払い方法など、自治体に判断が委ねられている部分につきましても、ご意見をお聞きしながら検討し、10月の本格実施に向けて利用者や事業者の皆様の混乱を招かないよう、準備を進めてまいります。

これらの検討を行いながら、今後本市でも無償化の作業を進めてまいります。幼児期の教育・保育の大きな転換点となる、無償化の実施については、多くの課題も想定されるところです。

1 つには、待機児童に与える影響です。

隣接する守口市では国に先駆け平成 29 年度から無償化を実施していますが、待機児童数は、平成 28 年 4 月の 17 人から、平成 30 年 4 月には 48 人に増加しました。これは守口市全体の人口が無償化前後で増加しているほか、潜在的な保育ニーズが掘り起こされたことが原因だと考えられます。

21 ページのグラフをご覧ください。保育所等の利用率の増加に伴い、待機児童も減少傾向にはあるものの、全国的にみればまだ 2 万人弱の待機児童がいます。今般の無償化で幼稚園の預かり保育や認可外保育施設も無償化の対象となり、保護者が子どもの預け先を考える際の選択肢も増えることから、これまで保育所に預けていなかった世帯の潜在需要が掘り起こされ、待機児童の増加につながる可能性があります。

また、保育ニーズの増加に伴い、保育の担い手が不足することも懸念されます。23 ページのグラフをご覧ください。

グラフの色が濃い緑となっている平成 25 年度には、国の施策である「待機児童解消加速化プラン」が実施されました。平成 29 年度末までの待機児童の解消を目指して、約 40 万人の保育の受け皿を確保するため、保育所整備や保育士の確保など 5 本の柱で実施された施策です。

柱の 1 つである保育士確保の取り組みとして、保育士資格取得の支援や、宿舍借り上げ、処遇改善などが行われたこともあり、保育士の年収とともにその数も増加しつつありますが、無償化の実施による保育ニーズの高まりから、保育士不足の状況が悪化する可能性があります。大東市では平成 30 年度当初は待機児童数ゼロを達成しましたが、年度途中では待機児童が出ており、無償化を見据えた保育士の確保が重要となっております。

認可外保育施設に対する質の確保も課題の 1 つです。24 ページをご覧ください。

今回の無償化では、保育の必要性の認定を受けているにも関わらず、認可保育所に入ることができない、または、夜間の保育が必要など、様々な理由で認可外保育施設を利用せざるを得ない保護者と、認可施設の利用者との公平性の観点から、認可外保育施設についても無償化の対象となります。

認可外保育施設の無償化にあたっては、質の確保・向上が重要であり、保育士の数や保育室の面積等、国の指導監督基準を満たす施設が対象となっておりますが、基準を満たさない施設でも5年間の猶予期間が設けられており、この猶予期間内に基準を満たすような改善策や、認可施設への移行に向けた支援を行うものとしています。

この猶予期間については、子どもの安全の観点から、市町村が条例化によって一定の制限を設けることができることとされています。

25 ページは財政的な負担割合のイメージです。今般の無償化については、10月に予定されている消費税率10%への引き上げによる財源の活用を予定しており、国負担分については、社会保障関係費として内閣府に予算計上し、地方負担分についても消費税の増収分を活用します。

消費税増税に伴い地方自治体へ払い込まれる地方消費税の増収分が、初年度である平成31年度はわずかであることを踏まえ、初年度に要する経費については全額国費負担となる予定です。

負担割合については、支援法に基づく施設型給付・地域型保育給付に関しては、現行制度の負担割合と同じく国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となります。

また、私学助成型幼稚園や、今般の無償化の実施により、新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合についても、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となります。

従来、保育料、使用料といった形で利用者に負担をいただいていた部分のうち、1/4が新たに市町村の負担になるということは、市の財政においても少なからず影響を与えるものです。今後、詳細な試算を進め、発生する影響の規模の把握に努めてまいります。

最後になりますが、現段階では国の考える無償化の詳細、スケジュール等、見通せない部分が多いことも課題の1つであり、10月の実施に向け国の動向を見据えながら情報の収集に努めてまいります。

会長

ありがとうございました。ただ今の幼児教育・保育の無償化についての説明に対して質問等ありますでしょうか。

C委員

19 ページ、無償化までのスケジュールですが、今の説明を聞かれても、関わっておられない方は全く意味が分からないと思います。なので、市で説明会をしていただく、チラシを配布していただくといったことは非常にありがたいことで、ぜひそれはお願いしたいのですが、このスケジュールを見ていると、チラシの配布が早くても8月とになっています。できれば幼稚園や、あと1号認定子どもに関わる部分では9月から実際に募集が始まりますので、可能であればもう少し前倒しをしていただければ非常にありがたいです。もちろん内容的にまだまだ決定していない部分があるとは思いますが、7月なり、早くも8月ぐらいから説明会やチラシを配布していた

できれば非常にありがたいと思います。

会長

ありがとうございます。今のスケジュールについてのC委員からの要望も含めた形ですが、事務局からお願いします。

事務局

利用者の方は、非常にご心配あるいは不安を今、抱えていると思ひまして、利用者の方からの質問等につきましても、今、既に多々受けられているように聞いています。情報提供につきましては、C委員がおっしゃられたように、できるだけ早い段階から始めていきたいと思ひています。

現状では情報がなかなか確定していないところもありますので、情報の出し方としては、分かっているところからお出しさせていただいて、五月雨式の情報提供の仕方にはなってしまうかと思ひのですが、だんだん詳細を詰めた内容に更新していくという形で、情報提供できればと考えていますので、その辺りはこちらからの発信を待っていただければと思ひます。よろしくお願いします。

C委員

よろしくお願いします。

会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。他に何か質問等はありませんでしょうか。

A委員

この無償化については、消費税が10%に上がるという話が出ている時から、10月からの取り組みということが何となく広がっている中で、10月は来年度の途中になるわけですが、既に申し込みが増加傾向になるなど、懸念される内容が実際に動きそうだということは、現状として、来年度に向けてどのような状況なのでしょう。

事務局

利用のニーズが今後、変動してくるといったことでしょうか。

A委員

そうですね。保育所の入所の申し込みなどが増加傾向にあるなどが、実際に起こりつつあるのか、まだ全くそういう動きが見られないのかといったことで。

事務局

今年度においては、現在最終の入所調整を行っていますが、顕著に急激に申し込み人数が増え

るといった事象は把握していません。ほぼ横ばいないしは微増という状況です。ただ、就学前児童数が残念ながらやや減少傾向にあり、総数としては従来と同様ですが、1、2歳の保育利用についてやや高まってきているという分析です。

会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

B委員

4点ほどお願いします。まず9ページの幼稚園・認定こども園等（1号認定子ども）の無償化ですけれども、預かり保育料も無償化の対象となっていると思うのですが、現状、2号認定、3号認定に関する必要量の推計にあたっては、就業の証明、就労証明等々の提出を求める状況だとは思いますが、同様に1号認定の子どもについても、これが国によって示されるのか、自治体で決めるのかということも分かってないのですけれども、そういった証明等々の提出することになるのか、もしくは何らかの判断基準を設けるのか、また、その判断基準はどのようなものなのかを教えてください。今、分かっている範囲で結構ですので、教えていただけたらと思います。ひとまず1点目として。

会長

まず、この問いかけより、事務局をお願いします。

事務局

おそらくご趣旨は支給認定のことをおっしゃっていると理解しています。支給認定、保育の必要性認定といわれますが、基本的には就労、それから今現在の制度ですと、求職、職探しですね。それから疾病、そういった際にご家庭の状況をお伺いして、総合的に保育の必要性認定をやるという作業をしています。

B委員から今、ご推察いただいていますように、今のところ、こういった形でこの保育の必要性の認定をするかということところは、まだ国のほうから示されてはいませんが、基本的には、今現在、市でやっている保育の必要性認定が基本的なベースになってくると考えています。

B委員

まだまだ事務は大変かと思いますが、よろしくをお願いします。

2点目は10ページ、多分、2号認定だけに限らずということになってくるかと思うのですが、ここに書いていただいていることは、分かりやすいなと思います。

「無償化対象外の経費・サービス」の実費の部分の最初の「送迎保育ステーション利用料」が対象外となっています。これは国が示している基準だとは思いますが、大東市は市として特化しての送迎保育ステーションが存在しています。現状の市長等々のお力添えの中で、住道の駅前にてきている状況の中で、単純に対象外と考えていただきたくないと思っています。

現状、頂いている費用もあろうかとは思いますが、先ほどのニーズ調査の中にも、実

際の利用数とニーズの違いがあったりしますので、どこまでできるのか、実際に費用のかかるところですので、精査をしてもらう必要はあろうかと思いますが、改めて送迎ステーションの利用が促進されるような何らかの試みをしていただけたらありがたいと思うところでの要望です。

会長

2点目、送迎ステーション事業が無償化の対象外になっていることへの問いですけれども。

事務局

今、国のほうから示されています指針によると、通園バス料金については対象外にするという判断が出ており、これは基本的には幼稚園の通園バスを想定しているものと考えています。

送迎保育ステーションの利用料ですけれども、送迎保育を利用される方は、並行して保育所も利用されます。そちらの保育料については、いずれにしてもこのように無償化されますので、今の段階におきましては、他の利用者との公平性を考えると、送迎バスの無償化はなかなか難しいところがあるのかなと考えています。

その辺りも、今後国からいろいろと資料、あるいは更新が出てくると思いますので、それを踏まえまして検討をしていきたいと考えています。

B委員

一応、市の政策として行われたことであり、待機児童対策としての手段であろうかと思いますが、前向きに検討いただけたらありがたいと思います。よろしく申し上げます。

3点目にいきます。18 ページ、食材料費の取り扱いに関する方向性ということで、従来から、これも市は実費としているところで、これは本当に関わっている方でも全く中身も分からないところとは思いますが、一部実費、保護者が負担されていたのは、保育所と認定こども園でいいますと、3歳以上児の主食、お米代の部分と、あと1号認定の幼稚園さん等々の副食費が実費だったのかと思います。それ以外については、ほとんど実費での保護者の負担はなく、保育料に含まれているという状況でした。

その中で、現在、大東市では検討中ということですが、そもそも保育所、認定こども園は、朝7時から夕方18時まで開所が義務となっています。もともとは7時から18時まで、その施設にいる前提でお預かりしている中で、昼食費だけを取っているところの意味が、正直よく分からないところもあります。普通に使っているだけでも9時から5時までとなり、お昼ご飯は当然となります。朝7時から夕方18時までいる子どもたちもいる中で、昼食費の、そもそも0歳、1歳、2歳の副食費や主食費が保育料に含まれていた理由、それから、3、4、5歳児の副食費が保育料に含まれていた理由というのは、今も子どもの貧困等々もいわれていますが、やはり保育所でその1食を食べることで、最低限度の1日の栄養は保持できるであろうというところからのスタートの部分であると思います。

ですので、国がこういう決定をしたことが非常に残念なのですが、大東市としてはやはり、子育ては大都市より大東市ということで選んでいただいていますので。また、近隣の市でも無償化の声も聞こえています。副食費の無償も聞こえていますので、さらに大東市も前向きに検

討していただけたらと思います。これは要望です。よろしくお願いします。

会長

食費の無償化というものは、近年もいろいろと出てきており、大東市としては前向きに検討していただければと思います。では、4点目をお願いします。

B委員

4点目は、簡単な質問で申し訳ないのですが、多子減免の考え方です。1号認定は多分、多子減免の者はほぼ無償化が行われることで関係なくなってくるのかなと思うのですが、保育所、こども園の2号認定のお子さんの兄弟関係での多子減免の考え方が、無償化になっている2号認定の子どもについても、きちんと1人目と考えるのか、そこが疑問というか理解できていないので、教えていただけたらと思います。

事務局

先ほどのご3点目のご要望と併せて少しお話を差し上げたいと思います。

まず、多子減免については、例えば、保育所に3歳と5歳のご兄弟が通っている場合、その範囲の中で、第1子、第2子半額、第3子無料という制度になっていますが、保育認定と教育認定では、年齢の幅が違ってくるとというのが現在の仕組みになっています。

B委員からいただいた質問である無償化後の多子減免については、実はまだ何も国の方から詳細な案が示されていません。ただ、先だっても質問を頂いているわけですが、あまり軽率にお答えをしてはいけないところですが、一般的に考えれば、今の仕組みの枠の中で、無償化の対象になるとしても、同じ仕組みになってくるのかなという予測はしています。あまり軽率にお答えはできませんので、情報が入り次第ご提供させていただきたいと思います。

また、3点目の給食費等につきましては、現在、ご要望はかなり頂戴しています。ただ、私どもとしましては、現在の所得階層別の保育料をラップさせた上で、どの階層でどの程度、いわば今の制度を単純に当てはめると、もしかすると実質的な値上げになる場合もありますので、そうならないように、現在の保育料と食材料費とのバランスを基本に考えていく必要があると考えています。

加えまして、B委員、C委員からご要望をいただいております、他自治体からの流入に向けた取り組みについて、こちら政策誘導的な要素になってくると思いますので、その辺りについては市の負担を含めて継続する必要があると思います。

送迎保育ステーションにつきましても、基本的には国庫負担としては現在の制度の中では入っていませんけれども、同じ形で、いかに政策誘導的に考えていくかという議論になると考えています

会長

よろしいでしょうか。他にありますか。

I 委員

無償化、保育料に関しては無料になることについて、デメリットはそれだけお金がかかるということがあります。メリットは、やはり保護者が預けやすくなる、非常に経済的に負担がなくなるということです。

また、デメリットのもう一つは、各園の事務量です。事務的なものとしては、滞納がなくなるということになります。今まで保育料を支払えないで何年も繰り越して、債権が発生してきたかと思うのですけれども、その債権もなくなるということになります。非常に保護者にとってはメリットになりますが、市の負担というのは、まだ実質のところの精査はされていないと思うのですけれども、かなりのものになるのでは。無償化が動き出して、今後ずっと何年もやっていけるのかということも非常に懸念される。

保育園側は、これをどういうふうに受け止めればいいのか、やらざるを得ないのですけれども、事務やシステム的なところも、またカスタマイズしていかないといけないが出てくるのかどうかです。保育園や幼稚園の対応としては、これをどう受け止めていращるのかなと疑問に思っています。

会長

I 委員からの問いかけについて、事務局よりお願いします。

B 委員

保育所側としてお先に申し上げますと、まず事務量の部分について、幼稚園から幼保連携型認定こども園という新しいこども園になっているところについては、事務量についてそう変わらないのかなと思っています。現状もこども園は直接契約ですので、保護者から直接集金しています。なので大東市を通して入ってくるという形ではない部分もあります。国から入ってくる分というのは、大東市を通して入ってくるのですけれども、各家庭の利用料については、直接お支払いいただいています。

そういった中で、認定こども園の保育料の回収率は圧倒的に上がってくると思います。今、聞き及んでいる中で、大阪府下の中でも滞納率はごくごく1%以下だと思います。でないと、利用契約となりますので、3カ月利用料を滞納すると、利用契約を解除しますという契約を結んで入園してもらいますので、滞納すると退園していただくことになります。

どうしても、幼稚園とまた違って、こども園がもし社会福祉法人立の場合は、その社会福祉というところも関わってくるので、軽々に退園というわけにはいかないのですけれども、やはり保護者の方にこういった決まりがありますというのを話しして、払ってくださいとまめに言うことで、滞納率はかなり下がっている、大東市だとほぼゼロに近い状態になっていると思います。

保育園はもしかすると、少し事務量が増えるか、行政がその辺りは法定価格というものの入所人数よっての金額というのを算出してくれていますので、その時に大きく変わることはないかなと思いますけれども、逆に給食費を実費で徴収するという事になった場合には、かなり煩雑な事務量が予想されると、滞納した場合にどうするんだろうと。給食を食べさせないのか。そのようなわけにいかないというのが、ずっと続いていくのだろうというのが想定されるので、で

できれば無償にさせていただけると、そういった心配もないので助かります。そして、きちんと全員に給食が提供できるのかなと思っています。

会長

幼稚園側からもお願いします。

C委員

幼稚園は近隣の市からの通園もありますので、市に対する申請が市ごとによって変わる可能性が今のところ高いです。それぞれが違うので、非常に事務量が増えるのではないかなと危惧しているところではあります。

あと、先ほど守口市の例があったのですが、無償であれば、ある程度利用が伸びる可能性が高くなり、今、幼稚園で1号認定の子どもたちが来ているのですけれども、その子どもたちが2号認定になれば、預かり保育も無償になるというところで、1号から、もうあえて2号にすることによって、預かり保育はうちの園でいうと、大体多くても30名から40名ぐらい、そこが爆発的に増える可能性があります。

そうすると、園としても場所も要りますし人手も必要になってくるので、対応できなくなる可能性があって、それがまだ見えないところなのですけれども、無償化に対しては心配しているところではあります。

会長

ありがとうございました。

現場サイドの生の声ということで、ありがとうございます。

B委員

すみません、最後に1つだけ。本当にこれはお願いといたしますか。今も多分、ほとんどの委員の方々は、まず1号、2号、3号認定の内容も分からなければ、何が無償化で、何が実費なのかというの、ほぼ分からないというのが現実だと思います。

これは保護者も間違いなくその状況だと思いますので、こんな複雑な内容なら、やはり何らかの形で保護者の方に丁寧に理解につながるような説明をしていただけるような準備をしていただけたらと思うのと、ネウボラなども上手に活用してもらって、家庭ごとのシミュレーションをしていただいて、選択肢をいろいろ示してあげていただいて、1号認定でこうなったらこうなります。この兄弟関係で、こう入園するとこうなりますという形で、保育コンシェルジュといたしますか、そういった形で説明していただけるような準備をしていただけたら。全くもって、多分ちゃんぷんかんぷんな方がほとんどだと思いますので、よろしくをお願いします。

会長

確かにB委員の言う、1号から3号というの、本当に複雑だと思いますので、また、周知徹底、説明する機会があればということで、よろしくをお願いします。

事務局

C委員からも発言がありましたけれども、やはり利用者の方への周知が非常に大事だと思っ
ていまして、大混乱を来すことのないように、準備していこうと思っ
ています。私も首をひねりな
がら、これはこうではなかったかと、そういう状況でもあります。あまり時間があるとは申し上
げにくい状況にもなってきますので、その辺りを急いで進めていきたいと思っ
ています。どうぞ
よろしくをお願いします。

会長

他によろしいでしょうか。特に無ければ、これをもちまして全ての議題を終了します。貴重な
ご意見をありがとうございました。事務局におかれましては、委員の方々から頂いた貴重な意見
に対しまして、今後の事業計画に反映できるよう努めていただきたいと思います。

これより先の進行については事務局にお渡ししますので、よろしくをお願いします。

事務局

会長、ありがとうございました。

それでは、ここで、今回より新たに子ども・子育て委員に就任していただきます榎沢弘樹様の
委員委嘱を行わせていただきます。榎沢様におかれましては、前任の山崎委員に代わりまして、
連合大阪寝大畷地区協議会よりご参加いただくものです。

それでは、青木福祉・子ども部長より委嘱状をお渡しさせていただきます。榎沢様におかれま
しては、お手数ですが、その場にてご起立くださいますようお願いいたします。

青木部長

委嘱状読上

事務局

榎沢委員、今後ともどうぞよろしくをお願いします。

5. 閉会

事務局

それでは、事務局を代表しまして、鳥山室長より一言ごあいさつさせていただきます。

鳥山室長

本日は、年度末の近いお忙しい時期にお越しいたきまして、ありがとうございました。本日は主に2点につきましてご議論を頂戴しました。1点目が事業計画です。事業計画につきましては、次回の会議で骨子案をお示しさせていただきます。1年間をかけまして、第2期の事業計画に向けて意見交換を行いたいと考えています。

2点目の無償化につきましては、冒頭、A委員のほうから少しご質問いただきましたように、

まだ今後の需要といったところで影響が出ていない、なかなか周知されていないのかなといった懸念もしています。私どもとしましては、できるだけ周知し、政策方針の決定に向けて、速度を上げて対応していきたいと考えていますので、今後ともよろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

事務局

委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

なお、委員の皆さまにつきましては、平成 31 年 2 月 23 日で任期満了を迎えますが、引き続き委員へ就任いただければと考えています。後日、改めましてお伺いさせていただきますので、その折にはどうぞよろしく申し上げます。

以上をもちまして、平成 30 年度第 3 回大東市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。